

【新型コロナウイルス感染症に係る 5 類感染症移行後の学校の対応について】

新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 8 日付けで感染症法上の 5 類感染症に移行することとなり、併せて学校保健安全施行規則においてインフルエンザ等と同じ第二種感染症として追加されることとなりました。5 類感染症移行後においても、感染拡大を防止するため、学校教育活動に支障を生じさせることなく、両立が可能な対策については継続して実施していきます。

1 基本的な感染症対策

- 1) 家庭との連携による生徒の健康観察の把握。
- 2) 適切な換気の確保。
- 3) 手洗い等の手指衛生や咳エチケット。
- 4) 清潔なハンカチ・ティッシュ、必要に応じて、マスクやマスクケースの持参。

2 感染が再び流行した時の対策

- 1) 「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控える。
- 2) 活動場面に応じて、可能な範囲で身体的距離を確保する。
- 3) 食事をとる場面では飛沫を飛ばさないように注意する。

3 新型コロナウイルスに感染していると医師によって診断された場合

【出席停止基準】

発症した後 5 日が経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで。

* 出席停止後、発症から 10 日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布のマスクを着用し、周りの人へうつさないよう配慮してください。

* 出席停止となった場合は、「登校承認願」を提出してください。

提出の際は、診療請求書または処方箋のコピーを添付してください。

4 同居家族が感染した場合

同居家族が感染していても、生徒本人に発熱等の症状がなく、感染が確認されていない場合には登校することができますが、発熱等の普段とは異なる症状がある場合には、自宅で休養してください。

* 新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、出席停止の対象とはなりません。（令和 5 年 5 月 8 日以降、濃厚接触者としての特定は行われません。）

5 ワクチン接種について

ワクチン接種による欠席、ワクチン接種後の副反応による欠席は「欠席」となります。